

# 令和 7 年 度

## 大谷場東小学校放課後子ども居場所事業のご案内

### ○ 放課後子ども居場所事業とは

「放課後子ども居場所事業」は、小学校に就学する児童を対象に学校施設等を利用して、すべての児童に多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とし、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する事業です。

### ○ 運営事業者について

事業者名	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団
概要	さいたま市社会福祉事業団は133の福祉施設と180の福祉事業を運営する社会福祉法人です。市内18か所の児童福祉施設を一括運営するとともに、さいたま市放課後子ども居場所事業1か所と放課後児童クラブ70か所を運営することで市内全域で標準化された児童福祉支援を行っております。

### ○ 申込みについて

利用希望月	受付期間	受付場所・時間
4月1日～	令和6年12月20日（金）～ 令和7年1月31日（金） ※月～金曜日（年末年始（12月29日から1月3日）、祝日は除く）	【持参】 大谷場東小学校内 大谷場東放課後児童クラブ 午後1時30分～午後6時45分  【お問合せ】048-883-1255
	令和6年12月20日（金）～ 令和7年1月31日（金）必着  ※簡易書留等の記録の残る方法での提出をお勧めします。郵便事故等による書類の未着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。	【郵送】 宛先 さいたま市社会福祉事業団 〒331-0814 さいたま市北区東大成町1-41-2  【お問合せ】048-788-2601
5月1日以降	利用する月の前月10日までにお申込みください。 詳しくは運営事業者へお問い合わせください。	

※区役所支援課・支所・市民の窓口では申込みの受付を行っておりません。

※大谷場東小学校では申込みの受付を行っておりません。

### ○ 動画事前説明会について

公開期間	配信先
令和7年1月10日（金）午前9時から 令和7年1月16日（木）午後5時まで	さいたま市社会福祉事業団HP <a href="https://www.saicity-j.or.jp/news/544/">https://www.saicity-j.or.jp/news/544/</a>

※当説明会の視聴は、必須ではありません。

## ○ 利用者説明会について

利用の承認を受けた方につきましては、別途利用者説明会を実施いたします。日時・会場につきましては改めて通知いたします。

## ○ 利用区分

利用区分		区分 1	区分 2
利用時間	小学校の授業のある日	放課後～午後 5 時	放課後～午後 7 時
	小学校の授業のない日 (土曜日、学校長期休業期間等)	午前 8 時～午後 5 時	午前 8 時～午後 7 時
閉所日	日曜日、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）及び市長が特に認める日		
活動内容		【遊びの場】 宿題・自由遊び・ 体験活動など	【遊びの場＋生活の場】 宿題・自由遊び・ 体験活動など
就労等の理由		不 要	必 要
おやつ		な し	あ り (※)

※おやつ代は別途 2,000 円がかかります。

## ○ 選考について

選考はありません。対象となる児童は、どなたでも利用できます。令和 7 年 2 月頃に決定通知書を発送する予定です。

※特別な支援を必要とする場合は、児童の発達状況などをより詳しく理解するため、事前に運営事業者と面談を行うことがあります。

## ○ 対象となる児童

- ① 事業実施校に就学する児童
- ② 事業実施小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童
- ③ 区分 2 を利用する場合は、①又は②に該当し、就労等により保護者が 17 時以降に家庭にいない児童

## ○ 区分2を利用する場合の利用できる期間

No.	利用事由		利用期間
1	就 労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
2	求職活動	求職活動をしていること	入所した日から2か月。 ただし、この間に「対象となる児童」の③を満たした就労を開始し、就労証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月31日）まで延長します。
3	就 学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
4	出 産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長3か月以内の期間。
5	病 気	疾病又は負傷している状態にあること	左記の事由により、入所を必要とする期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
	障 害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害の復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月31日）まで。

※利用申込みに必要な書類については、3ページ、4ページをご確認ください。

※育児休業取得期間中は区分1の利用はできますが、区分2は育児休業から復帰した場合に利用ができます。詳しくは運営事業者にお問い合わせください。

## ○ 利用料と減免について

### 利用料金（月額）

利用区分	区分1	区分2
利用料金	4,000円	8,000円

※月の途中で入所、退所をした場合の利用料金は、日割計算となります。

※区分2は、おやつ代が別途2,000円かかります。

### 減免による月額利用料金は以下のとおりです。

減免事由	区分1	区分2	添付書類
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円	0円	生活保護受給証明書
令和6年度（令和5年分）の市町村民税非課税世帯	0円	0円	所得・課税（非課税）証明書
令和6年度（令和5年分）の市町村民税所得割非課税世帯	0円	2,000円	所得・課税（非課税）証明書

※利用料の減免を受ける場合は、申請書と一緒に表にある添付書類を運営事業者へ提出してください。

## ○ 利用料の納付

利用料は、各運営事業者へお支払いいただきます。詳しい納付方法は運営事業者へお問い合わせください。

## ○ 利用申込みに必要な書類

提出書類	○：必須 ×：不要 △：対象者のみ	利用区分	区分1		区分2	
		利用料金	減免なし	減免を希望	減免なし	減免を希望
1 利用申込書			○	○	○	○
2 家庭状況調書			○	○	○	○
3 児童の記録			○	○	○	○
4 保護者の就労証明書等			×	×	○	○
5 ひとり親であることを証明するもの			×	△	△	△
6 児童に特別な支援が必要であることの証明			△	△	△	△
7 利用料の減免申請に必要な書類			×	○	×	○

- ・ 利用申込書、家庭状況調書、児童の記録  
児童1人につき1枚提出してください。複数の児童が利用する場合もそれぞれ提出が必要です。
- ・ 保護者の就労証明書等  
次頁の「就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいないことを証明するもの」を参照し提出してください。
- ・ ひとり親であることを証明するもの  
戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し等
- ・ 児童に特別な支援が必要であることの証明  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、特別支援学級の在籍証明、医療機関の診断書等
- ・ 利用料の減免申請に必要な書類  
生活保護受給証明書、所得・課税(非課税)証明書等

## ○ 申込内容に変更が生じた場合

申込み後又は利用開始後、変更が生じた場合は、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用変更届」を必ず提出してください。提出先は、運営事業者になります。詳しくは運営事業者へお問い合わせください。

## ○ 就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいないことを証明するもの

No.	利用事由	提出書類
1	就 労	就労証明書 ※自営業の方は、営業許可証、開業届などの写しもあわせて提出してください。
2	求職活動	誓約書 ※入所期間は2か月です。2か月以内に基準を満たす就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。
3	就 学	在学（入学）証明書とカリキュラム表など授業日数や時間がわかるもの
4	出 産	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）
5	病 気	医師の診断書 ※保育困難であることが明記されていること
	障 害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	看護・介護	介護申立書および看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し イ 介護保険証の写し ウ 医師の診断書
6	災 害	罹災証明書の写し

※保育園等の利用申込みにご用意いただいたもののコピーでも提出可能です。

※保護者が単身赴任等で別居している場合も、その方の証明書が必要です。

※兄弟姉妹2人以上の利用申込みの場合、各証明書類の原本を1部用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※書類の提出が必要な方は保護者のみです。同居する親族の方などの書類の提出は不要です。

※各証明書類は、3か月以内に発行されたものの提出を原則とします。

## ○ 注意事項

- ・児童の安全確保のため、原則、保護者のお迎えをお願いします。必ず利用時間内にお迎えを終えてください。
- ・駐車場はありませんので、車でのお迎えはご遠慮ください。
- ・申請内容に虚偽が認められたときは、利用承認を取り消す場合があります。
- ・公設放課後児童クラブまたは民設放課後児童クラブとの重複利用はできません。放課後児童クラブの入室申込みがお済の方で本事業の利用申込みをした場合は、必ず区支援課または民設放課後児童クラブへ申込みの取り下げを行ってください。
- ・いただいた個人情報、さいたま市放課後子ども居場所事業の利用以外の目的には使用しません。

## ○ お問い合わせ先

さいたま市役所子ども未来局子育て未来部放課後児童課

TEL 048-829-1718 FAX 048-829-2516

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団 事務局分室

TEL 048-788-2601 FAX 048-788-2605